

庁名 松江地方裁判所本庁・管内支部  
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳							郵便切手 合計額	予納金	備考
		500円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
民事訴訟	通常訴訟	8	8	8	5			10	6030円	6000円	被告1名増えるごとに 2040円加算(500円3枚、 110円2枚、100円2枚、 50円2枚、10円2枚)
民事調停	民事調停		5					3 22	830円		相手方が1名増えるごとに 360円加算(110円1枚、 50円4枚、10円5枚)
民事執行	担保不動産競売申立て	20	20	30	20			20 40	10 17010円		
	強制競売申立て	20	20	30	20			20 40	10 17010円		
	債務名義に基づく債権差押え	5	2	4	3	3			3390円		※債務者1名増えるごとに 1290円加算(500円2枚、 100円2枚、50円1枚、40 円1枚) ※第三債務者1名増えるご とに1990円加算(500円 3枚、110円1枚、100円2 枚、50円2枚、40円2枚)
	養育費等に基づく債権差押え	5	2	4	3	3			3390円		第三債務者1名増えるごと に1990円加算(500円3 枚、110円1枚、100円2 枚、50円2枚、40円2枚)
	財産開示	8		15	10			10 10	6300円		
	情報取得	1	1		1	1			700円		※第三者1名ごとに左記内 訳と同額を加算 ※申立人への情報提供書 直送用封筒を、料金受取人 払封筒を使用するときは 110円切手は不要
保全	債権仮差押	7	13		2			5 8	5210円		第三債務者1名増えるごと に1990円加算(500円3 枚、110円3枚、50円2枚、 20円3枚)
	不動産仮差押・仮処分(処分禁 止)	6	11		2			6 8	4510円		
	不動産仮処分(占有移転禁止)	6	11		2			6 8	4510円		
破産関係	通常再生	8	20						6200円		※開始決定時に、その時点 の債権者数×110円を追 納 ※債権者集会期日の決定 時に、その時点の債権者数 ×110円を追納
	個人再生		10	1	1			1 1	1280円		債権者1名増えるごとに 220円加算(110円2枚)
	破産(同時廃止)	2	7						1770円		債権者1名増えるごとに 110円加算
	破産(管財)	2	32						4520円		債権者1名増えるごとに 110円加算
保護命令	保護命令	2	11					3 4	2310円		
労働審判	労働審判	5		10				15	3650円		